写

答　申　書

（水道料金水準等の見直しについて）

令和８年９月 30 日

いわき市水道事業経営審議会

令和８年９月 30 日

いわき市長　内田　広之　様

いわき市水道事業経営審議会
会長　原田　正光

今後の水道事業経営について（答申）

令和８年１月 29 日に諮問のあった今後の水道事業経営に関し、水道料金水準等の見直しについて、次のとおり答申する。

１　いわき水みらいビジョン 2031 の取組状況について（令和７年度末時点）

令和４年１月に策定された「いわき水みらいビジョン 2031（計画期間：令和４年度から令和 13 年度までの 10 年間）」（以下「ビジョン」という。）における「安全」「強靭」「持続」の３つの方向性に位置付けられた 66 事業は、概ね計画どおりに進捗している。このうち、老朽化した水道施設等の更新や激甚化・頻発化する自然災害への対応など水道システムの強靭化を図るための主要９事業については、浄水場のバックアップ機能を強化し断水を最小限に抑える「基幹浄水場連絡管整備事業」などが着実に進められていることに加え、平浄水場の築堤などの「水道施設津波・浸水対策事業」、「水道施設土砂災害対策事業」が令和７年度までに完了したところである。

また、経営の効率化については、社会情勢の変化を的確に捉え、安定した水道サービスを提供するため、これまでも収入の確保や経費の節減に努めており、令和４年度から令和７年度までは、水道施設のダウンサイジングや長寿命化をはじめ、施設の強靭化対策に係る財源の確保や業務改善などの取組みにより、効果額が 51 億 400 万円となった。

今後においても、安全で安心な水を供給するため、ビジョンに掲げた事業や経営効率化の取組みを着実に実施する必要がある。

２　水道料金水準等の見直しについて

水道事業は、平成 19 年の料金改定以降、経営効率化の取組みなどによる収入の確保と経費の節減に努めながら、約 20 年にわたり現行料金を維持してきた。しかし、令和７年度決算及び令和７年国勢調査速報値などを踏まえた令和８年度から令和 13 年度までの財政収支見通しは、給水人口の減に伴う給水収益の減少に加え、賃金引上げや物価の高騰に伴う様々な費用の増加により、経営の効率化に積極的に取り組んでもなお、収益的収支が毎年度赤字となることに加え、令和 12 年度には資金不足が生じる見込みであり、経営環境は一層厳しい状況にある。

（水道料金水準の引上げについて）

このような状況を踏まえ、水道料金の見直しにあたっては、将来にわたり、市民に安全で安心な水道水を届けることができるよう、水道施設の更新や災害対策等が着実に進められ、かつ安定的な経営ができる料金とすることが求められる。

このため、水道料金水準については、令和９年度から令和 13 年度までの５年間を水道料金算定期間とし、収益的収支の毎年度黒字をはじめ、非常時の運転資金の確保や新たな借入金の抑制により経営の健全化を図るため、平均改定率 17%の引上げが必要である。

（基本料金と水量料金の割合の見直しについて）

また、水道料金は、定額で負担する基本料金と、使用水量に応じて負担する水量料金の二部料金制の体系であるが、総費用の９割程度を占める固定的費用を料金収入で安定して確保するためには、基本料金の収入割合が高い料金体系であることが望ましい。しかしながら、現行の水道料金体系における収入割合は、基本料金が低く水量料金が高いため、料金収入が水需要減少の影響を大きく受けることが課題となっている。

このため、水道料金体系においては、水需要減少の影響を受けにくくするため、まずは基本料金の収入割合を緩やかに高めることとし、基本料金の改定率を 18%、一般用の水量料金の改定率を全体として 16.6%とする改定を行うことが妥当である。

（水量料金の逓増制の緩和について）

加えて、一般用の水量料金は、使用水量に応じて５つの区分で料金単価が設定されており、使用水量が多くなるほど料金単価が高くなる逓増制となっている。これは、使用水量が少ない一般家庭の負担軽減を図っているものであるが、水需要減少に伴い水量料金収入が減少傾向にある中、特に使用水量が多い高単価の料金区分における料金収入が大きく減少していることが課題となっている。

このため、水量料金の逓増度を緩和することとし、一般用の水量料金は、使用水量の少ない区分から多い区分まで、18.6%から 14.6%まで１%刻みでの改定を行うことが妥当である。

これらの水道料金体系の見直しは、利用者負担の公平性の原則に基づき、水需要の減少に応じた料金体系へ徐々に変更していくため、現行制度からの激変を避け、一般家庭の負担増をできる限り抑えるよう、緩やかな見直しを行うものであり、やむを得ないものと判断した。

（特殊用途の水量料金の改定について）

併せて、特殊な用途である浴場用、船舶用及び私設消火栓消防演習用の水量料金は、利用者負担の公平性の観点から、一般用に準じて改定を行うことが妥当である。

加えて、工事やイベントなどにより、大量に臨時の給水が必要となる場合の水量料金を明確にし、速やかに対応するため、臨時用の区分を新設することが必要である。

３　その他経営に関する諸課題等について

今回の水道料金水準等の見直しは、令和９年度から令和 13 年度までの料金算定期間における経営の健全化を図るために行うものである。

しかしながら、財政収支シミュレーションでは、水道料金収入が年々減少することなどから黒字額も同様に減少し、令和 13 年度の黒字額はわずかとなる見込みであり、必要最小限の見直しとなっている。

このため、令和 14 年度以降においても、水道料金収入をはじめ、様々な費用の推移や資金残高の状況等を見極めながら、料金水準等の見直しについて、引き続き検討していく必要がある。

なお、水道事業の運営はその利用者である市民の十分な理解が重要であることから、事業の進捗や成果をはじめ、経営効率化の取組みや財政状況など水道事業経営に関する情報や水道料金改定の必要性について、引き続き市民に伝わる情報発信を積極的に行っていく必要がある。

以上、今後の水道事業経営に反映されることを切に要望する。

現行と改定後の水道料金比較表（１か月）

（税込）

基本料金				
口径	現行（円）	改定後（円）	差額（円）	改定率（%）
１３ ｍｍ	1,188	1,397	209	18.0
２０ ｍｍ	2,376	2,794	418	
２５ ｍｍ	4,400	5,192	792	
３０ ｍｍ	8,360	9,856	1,496	
４０ ｍｍ	12,980	15,312	2,332	
５０ ｍｍ	23,760	28,028	4,268	
７５ ｍｍ	63,800	75,284	11,484	
１００ ｍｍ	126,500	149,270	22,770	
１５０ ｍｍ	353,100	416,658	63,558	
２００ ｍｍ	469,700	554,246	84,546	

（税込）

水量料金（１㎥につき）					
区分		現行（円）	改定後（円）	差額（円）	改定率（%）
一般用	1㎥から 10㎥まで	82.5	97.9	15.4	18.6
	11㎥から 20㎥まで	171.6	201.3	29.7	17.6
	21㎥から 50㎥まで	213.4	248.6	35.2	16.6
	51㎥から 100㎥まで	238.7	276.1	37.4	15.6
	101㎥以上	260.7	299.2	38.5	14.6
浴場用	1㎥から 500㎥まで	66.0	78.1	12.1	18.6
	501㎥以上	137.5	161.7	24.2	17.6
船舶用		260.7	299.2	38.5	14.6
臨時用		－	299.2	－	（新設）
私設消火栓消防演習用（１栓10分間につき）		2,387.0	2,992.0	605.0	25.3

※　改定率は、改定後の単価（税抜）を算出するにあたり、現行の単価（税抜）に乗じた率を表示している。

第 20 次いわき市水道事業経営審議会

会　長	原田　正光
副会長	河合　　伸
委　員	石山　伯夫
委　員	葛城　博徳
委　員	上遠野　恭子
委　員	金田　晴美
委　員	木村　辰夫
委　員	木村　千春
委　員	窪田　忠仁
委　員	熊田　哲也
委　員	小林　正喜
委　員	齊藤　千代子
委　員	鈴木　玉江
委　員	星　　隆之
委　員	柳澤　　晋

（委員は、50 音順）